



法律では、空き家を適正に管理することは、所有者などの責務とされています。強風で屋根が飛んだり、落雪で被害を及ぼしたりしないよう定期的に点検し、必要に応じて修理や除雪を行いましょう。

■ 通行人などに危害を及ぼすような危険な空き家の相談

…防災安全対策課 ☎(888)5434

■ その他、相談窓口の問い合わせ

…市民相談センター ☎(888)5646

家庭の雪寄せ・雪下ろし事業者

作業内容や料金などは各事業者によって異なります。除雪希望の現場を見てもらい見積書を取るなど、内容や料金は事前によくご確認ください。

詳しくは、下記の各事業者へお問い合わせください。生活総務課 ☎(888)5622

● **ハピサポあきた(寺内)**

☎080-1812-2871
FAX050-3164-3328

● **YG住建(南通)**

☎(836)5160・FAX(853)1656

● **鶴田運送(河辺)** ☎070-8328-1033

● **住まいのコンビニ土日工業(新屋)**

☎(865)7386・FAX(864)1258

● **桜宮繕(横森)**

☎(835)8291・FAX(835)8388

● **光塗装工業(茨島)** ☎080-9637-1018

● **東日コーポレーション(仁井田)**

☎(884)1605・FAX(884)1606

● **秋田グリーン企画(手形)**

☎090-7937-7311

● **開晴(将軍野)** ☎070-1583-1923

● **アイホーム(四ツ小屋)**

☎(838)7955・FAX(838)7956

* 上の一覧は市ホームページで募集し、掲載希望があった事業者です(申込順)。市が事業者をあっせん・紹介するものではありません。広報掲載後に申し込みがあった事業者についても、随時市ホームページに掲載します。

◆ 広報ID番号 1032099

秋田市ゆき対策の手引き

除排雪コールセンター ☎(888)9400

…12月10日(日)▶3月15日(金)

除雪マナーを守りましょう



◆ 道路に宅地内の雪を出さないでください

除雪後の道路や融雪施設が設置された道路に雪を出さないでください。路面状況が悪化し、事故の原因になります。

また、除雪作業に合わせて道路に雪を出すことで、作業が大幅に遅れるだけでなく、通行人にも迷惑がかかりますので絶対にやめましょう。

* 上記のように、交通に支障をきたすような行為は、法令(道路法など)違反となります。

◆ 玄関・車庫前の雪寄せにご協力願います

除雪車通過後、道路に面した玄関や間口などに寄せられた雪は各世帯で取り除くようご協力をお願いします。

◆ 除雪の最大の障害となる路上駐車はやめましょう



路上への放置車1台で、その町内が後回しになったり、作業が中止になるなど、町内全体が迷惑します。路上駐車をしない、またはさせないようご周知ください。

◆ 敷鉄板などを置かないでください

宅地と車庫との段差を解消するための敷鉄板などがあると、除雪作業中に引っかけて破損するなど大変危険ですので、撤去するようお願いします。

ご協力をお願いします



◆ 深夜の除雪作業にご理解をお願いします



除排雪作業は、降雪状況により深夜になる場合があります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

◆ 作業中の除雪車には近づかないでください

◆ 雪で困っているかたがいるときは、地域のみなさんで助け合いましょう